

報道機関各位

第34回みのわ祭りにおける出店事業者の募集について

令和5年7月29日（土）開催予定の第34回みのわ祭りにおける、出店事業者を以下のとおり募集します。

飲食物取り扱い事業者を含めた募集は4年ぶりとなります。多くの事業者の応募をお待ちしています。

祭り日時 令和5年7月29日（土） 13時～21時 ※荒天翌日

祭り会場 松島仲町・通り町周辺

募集概要 添付資料のとおり

募集締切 令和5年6月9日（金）

※募集要項・出店ルール等資料及び申込書類様式は、
箕輪町ホームページにも記載しています。

添付資料 有 無**じゃらんnet**

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2022」でもみじ湖が3年連続**全国1位**に選ばれました！！

みのわ祭り実行委員会（商工観光課観光係内）

（事務局長）小林 剛史（担当）平澤 昌輝

電話：0265-79-3171（直通）

FAX：0265-79-0230

E-mail：kankou@town.minowa.lg.jp

2023みのわ祭り 出店申込書 兼 誓約書

主催者 殿

令和 年 月 日

令和5年7月29日（順延時30日）に開催される みのわ祭り において、私（申請者）及び従事者は、次の事項を誓約・同意し、露店等の出店を申し込みます。

- *本申込書兼誓約書記載の内容に、虚偽や間違いがないことを誓約します。
- *主催者や警察官等関係機関の指示に従い、一切の異議申し立てをしません。
- *各種法令、みのわ祭り出店ルールの内容を十分に理解し、遵守します。違反のあった場合、営業の中止や、次回出店停止を求められても異議申し立てなく同意します。

申請者

氏名 _____ 印 _____ 屋号等 _____
 住所 _____ 連絡先 _____

以下に必要な事項を記入してください。記入のない場合は出店を受け付けられません。

出店名			
本拠地	都道府県	市郡町村	番地
責任者	氏名	携帯番号 ()	—
出店希望数	テント区画： 区画 ※テントサイズ： m× m	移動販売車： 台 ※車両サイズ： m× m	
※飲食・食品以外の場合 専用区画の希望	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし ※出店レイアウト案を参照	※希望なしの場合、飲食物取り扱い店含めた区画での抽選となります	
取扱品目	飲食・食品営業の場合		
	営業の種類	許可証番号（下8ケタ）	酒類販売免許の要否
			要 ・ 否
			要 ・ 否
			要 ・ 否
			要 ・ 否
※露店営業許可で営業する場合 ①取扱品目ごとに許可が必要です（1許可で1品目）。 ②それぞれについて、3面を仕切られ、必要な設備を備えたスペースが必要です。			
電気容量	使用器具名	容量	W（照明は除く）
水の使用	あり ・ なし	火器の使用	あり ・ なし (使用器具名)

- 添付書類： 出店区画内配置図
 食品営業許可指令書等の写し（許認可が必要な品目に該当する場合）
 酒販許可証の写し（酒類販売許可が必要な場合）

2023みのわ祭り出店を募集します

募集要項、出店ルールをよく確認いただき、お申込みください。

出店募集要項

- 日 時** 2023年7月29日（土）（※荒天時翌日開催/翌日荒天の場合中止）
- 営業時間** 午後1時から午後9時まで
- 販売場所** 町道 6 号線沿い（役場入口交差点をはさみ東西）
国道153号線沿い（役場入口交差点をはさみ南北）
※別紙レイアウト案参照・出店場所は出店者会議での抽選で決定
- 出店料** テント区画/1区画（2間×1.5間分）：10,000円
※1区画の中に複数のテントを張ることは可能です。
移動販売車/1台分 : 13,000円
※テント区画・移動販売車ともに、出店責任者が箕輪町内に住所を有する
場合、又は本社が町内にある場合は、規定の金額より1,000円割引
きます。
- 申込方法** 別紙の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、事務局までお
申し込みください。
※1出店者につき2区画（移動販売車含む）までを上限とします。
※応募者多数の場合、町内事業者・県内事業者を優先とし、抽選となる
場合があります。
申込締切 6月9日（金）必着
- 出店者会議** 出店には、出店者会議への出席が必要です。出店責任者又は代理の方の
出席をお願いします。※欠席の場合は出店できません。
日時： 6月29日（木）午後7時から9時（予定）
会場：箕輪町役場 3階 講堂
内容：出店料支払い（お釣りの無い様に持参ください）
出店ルール・注意事項・諸連絡の説明
当日の出店位置の決定（抽選）
- その他** ・裏面出店ルールを熟読の上、決まりに沿った内容で申込み、必要な許
可証等を添付してください。
・飲食・食品営業の場合、食品営業等の賠償責任保険の加入を薦めてい
ます。

<申込書提出・お問合せ先>

2023みのわ祭り実行委員会事務局（箕輪町役場 商工観光課内）
〒399-4695（住所記入不要）TEL 0265-79-3171 FAX 0265-79-0230
メール kankou@town.minowa.lg.jp
申込書は箕輪町ホームページからもダウンロードできます。

2023みのわ祭り出店ルール

以下、出店ルールを十分に理解・遵守の上、お申込ください。

① 出店者会議に必ずご出席ください

当日の出店位置等の決定、注意事項、諸連絡を伝達する重要な会議です。出店者会議に出席されない場合には出店できませんので、必ず出店責任者又は代理者の出席をお願いします。なお、出店者会議以降の出店料、テント貸出料の返金及び出店区画の変更はいたしません。

② 出店は、法令を遵守し、保健所等の指導に従ってください

法令に抵触する商品の販売、来場者及び他の出店者とのトラブルや苦情の恐れのある商品の販売は禁止します。また、未成年や自動車等を運転する者への酒類の販売及び提供は罰せられます。絶対に行わない様にしてください。

* 出店申込書に記載された以外の物を販売することはできません。

* 食品等販売に許認可を要するものは、出店申込時に許可証の写しを添付の上、実行委員会及び保健所等の指導に従ってください。

* 調理を伴う食品を複数取り扱う場合、①取扱品目ごとに許可が必要です（1許可1品目）、②それぞれについて、3面を仕切られ、必要な設備を備えたスペースが必要です。

③ 準備・撤収は交通規制時間内に行ってください

出店会場は公道となるため、準備・撤収は、交通規制時間内に行ってください。毎回散見されます。交通規制開始前の荷物の積み下ろしや、解除後の撤去作業はルール違反となります。また、交通規制時間内は、許可を受けた移動販売車以外の車の乗り入れは禁止とします。（移動販売車も、交通規制時間内の車両の移動は禁止とします。）

④ 営業は、指定された時間内で行ってください（午後1時から9時）

出店準備完了後も、指定された開始時間までは営業を行わず、実行委員会からの開始のアナウンスを待ってください。また、終了も指定された時刻までとし、実行委員会からの終了のアナウンス後速やかに撤収をしてください。指定された時間外の営業はルール違反となります。

⑤ 火器の取り扱いはご注意ください

火器（燃料発電機含む）を取り扱う場合は、申込書に記入してください。火器の取り扱いがある場合は消火器を用意するとともに、消防署及び実行委員会の指導には従ってください。

⑥ 汚れ、ゴミの清掃及び分別は徹底してください

撤収に際し、周囲へのゴミや油污れの放置などが無い様、清掃を徹底してください。また、別に指定するゴミ回収場所でのみゴミの回収をしますが、分別の徹底をお願いします。清掃、分別等に関する実行委員会の指導に従わない場合は、ルール違反とみなします。

⑦ 当日及び翌日の片付け作業には必ず出席してください

当日終了後及び翌朝の会場清掃には、各出店者1名以上必ず出席してください。

⑧ 出店は自己責任でお願いします

出店及び販売品に関する事故、販売に関するトラブル、来場者、他事業者とのトラブルについては一切責任を負いかねます。出店者責任において解決するとともに、実行委員会等の指導には従ってください。

⑨ ルールに違反し、実行委員会等による指示に従わない場合は、出店停止とします

上記ルールに違反し、実行委員会等による指示に従わない場合は、出店を停止し、出店の撤去等指示に従ってまいります。また、次回の出店を受け付けない場合があります。